

市 会 議 案

令和4年6月定例会（令和4年6月17日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和4年第70号議案	名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動 用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について	1頁
令和4年第71号議案	名古屋市アジア競技大会基金条例の一部改正について……	7頁
令和4年第72号議案	名古屋市市税条例等の一部改正について……	11頁
令和4年第73号議案	名古屋国際会議場条例の一部改正について……	23頁
令和4年第74号議案	名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について……	25頁
令和4年第75号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部改正について……	35頁
令和4年第76号議案	契約の一部変更について……	39頁
令和4年第77号議案	契約の一部変更について……	41頁
令和4年第78号議案	契約の一部変更について……	43頁
令和4年第79号議案	契約の一部変更について……	45頁
令和4年第80号議案	財産の取得について……	47頁
令和4年第81号議案	財産の取得について……	49頁
令和4年第82号議案	負担付きの寄附の受納について……	51頁
令和4年第83号議案	公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更 について……	55頁
令和4年承認第2号	名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域 建築条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分 について……	59頁

令和4年第70号議案

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年名古屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年名古屋市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「262,530円と27円50銭」を「270,655円と28円35銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
の公営に関する条例 (抜すい)

(公費の支払)

第4条 名古屋市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) (略)

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使

用に対し支払うべき金額（当該金額が $\frac{16,100円}{15,800円}$ を超える場合には、

$\frac{16,100円}{15,800円}$ ）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と

合算して、 $\frac{7,700 \text{ 円}}{7,560 \text{ 円}}$ に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなった場合には、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ（略）

2 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（抜すい）

（公費の支払）

第4条 名古屋市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 $\frac{7 \text{ 円}73 \text{ 銭}}{7 \text{ 円}51 \text{ 銭}}$

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 $\frac{386,500 \text{ 円}}{375,500 \text{ 円}}$ と $\frac{5}{5}$

$\frac{\text{円}18 \text{ 銭}}{\text{円}2 \text{ 銭}}$ にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

3 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（抜すい）

（公費の支払）

第4条 名古屋市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（名古屋市長の選挙にあっては当該選挙の行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 $\frac{541 \text{ 円}}{525 \text{ 円}}$

$\frac{31 \text{ 銭}}{6 \text{ 銭}}$ に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に $\frac{316,250 \text{ 円}}{310,500 \text{ 円}}$ を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 $\frac{270,655}{262,530}$

$\frac{\text{円}}{\text{円}}$ と $\frac{28 \text{ 円} 35 \text{ 銭}}{27 \text{ 円} 50 \text{ 銭}}$ にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に $\frac{316,250 \text{ 円}}{310,500 \text{ 円}}$ を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

令和4年第71号議案

名古屋市アジア競技大会基金条例の一部改正について

名古屋市アジア競技大会基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市アジア競技大会基金条例の一部を改正する条例

名古屋市アジア競技大会基金条例（平成31年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市アジア・アジアパラ競技大会基金条例

第1条中「第20回アジア競技大会」の次に「及び第5回アジアパラ競技大会」を加え、「名古屋市アジア競技大会基金」を「名古屋市アジア・アジアパラ競技大会基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、基金を第5回アジアパラ競技大会に要する費用の財

源に充てる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市アジア・アジアパラ競技大会基金条例 (抜すい)
名古屋市アジア競技大会基金条例

(設置の目的)

第1条 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会を開催する資金に充てるため、名古屋市アジア・アジアパラ競技大会基金 (以下「基金」という。)を~~名古屋市アジア競技大会基金~~設置する。

令和4年第72号議案

名古屋市市税条例等の一部改正について

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第20条第2項中「附記された事項」を「付記された事項(規則で定める事項を除く。)」に改める。

第20条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第20条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第1項中「有する者で」の次に「あって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第328条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加える。

附則第14条の6第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

（名古屋市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、名古屋市市税条例第20条の3第1項の改正規定中「第20条の3第1項中」の次に「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中名古屋市市税条例附則第14条の6第2項の改正規定及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条中名古屋市市税条例第19条第1項第1号及び第20条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年1月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）第20条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第20条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1

条の規定による改正前の名古屋市市税条例第20条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例第19条第1項第1号及び第20条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項第5号に規定する除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税等について規定を整理する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市市税条例 (抜すい)

(市民税の申告等)

第19条 第8条第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 第22条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与 (以下この節において「給与」と総称する。) 又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等 (以下この節において「公的年金等」という。) の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (地方税法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者 (前年同法第2条第1項第33号の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)) の法第314条の2第4項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)) で控除対象配偶者に該当しないものの) に係るものを除く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは前条第3項の規定により控除

すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）

(2) (略)

2 }
3 } (略)
7 }

第20条 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（規則で定める事項を除く。）のうち前条第1項又は第3項に規定する事項に相当するもの及び法第317条の3第3項の規定により付記附記された事項（規則で定める事項を除く。）は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、扶養親族申告書)

第20条の2 (略)

2 }
3 } (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、扶養親族申告書)

第20条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出する義務がある者で市内に住所を有するもの又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける市内に住所を有する者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第328条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手

当等に係る所得を有しない者を除く。)を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「申告書」という。)を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{5}{4}$ 分の $\frac{4}{3}$ とする。

3 }
5 } (略)
19 }

2 名古屋市市税条例の一部を改正する条例(令和3年名古屋市条例第57号)
(抜すい)

第1条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第20条の3第1項中「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者」を除く」を「有する
控除対象扶養親族」を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（市町村民税の申告等）

第317条の2 第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者）の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）若しくは第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第314条の7第1項（同項第4号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定

非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第11項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

(1) }
5 } (略)
(8) }

2 }
5 } (略)
9 }

第317条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(総務省令で定める事項を除く。)のうち前条第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項(総務省令で定める事項を除く。)は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 (略)

(個人の市町村民税に係る給与所得者の^{扶養親族等申告書}
扶養親族申告書)

第317条の3の2 (略)

2 }
5 } (略)
5 }

(個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の^{扶養親族等申告書}
扶養親族申告書)

第317条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第294条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第328条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

- (1)
- (2)
- (3) } (略)
- (2)
- (4)
- (3)
- 2 } (略)
- 3
- 5 }

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第15条 (略)

- 2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備(既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。)

のうち、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されたもの
 に対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2又は第349条の3第
 2項若しくは第3項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の
 課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額
 とする。

(1) }
 { (略)
 (4) }

(5) 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使
 用する者 (令和4年4月1日以後に供用が開始された同法第2条第3号に
規定する公共下水道の同条第7号に規定する排水区域内の工場又は事業場
(以下この号において「工場等」という。)において当該供用が開始され
た日前から引き続き事業を行う者に限る。) が当該工場等に設置した同法
 第12条第1項に規定する除害施設で総務省令で定めるもの $\frac{5}{4}$ 分の $\frac{4}{3}$ を参
 酌して $\frac{10}{3}$ 分の $\frac{7}{2}$ 以上 $\frac{10}{6}$ 分の $\frac{9}{5}$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める
 割合 (当該除害施設が第389条の規定の適用を受ける場合には、 $\frac{5}{4}$ 分の $\frac{4}{3}$)

3 }
 {
 13 }
 14 }
 14 } (略)
 15 }
 {
 34 }
 35 }
 36 }

37

35

38

5

43

46

44

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）抜すい 新旧対
照 ^{改正後}_{改正前}

第2条 地方税法の一部を次のように改正する。

第317条の3の3第1項中「扶養親族（」の下に「年齢16歳未満の者又は」
を加え、「^{有しない者}_{控除対象扶養親族}を除く」を「^{有する}_{年齢16歳未満の}者に限る」に改め
る。

令和4年第73号議案

名古屋国際会議場条例の一部改正について

名古屋国際会議場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋国際会議場条例の一部を改正する条例

名古屋国際会議場条例（平成元年名古屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、会議場の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋国際会議場の指定管理者の指定の手続を改める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋国際会議場条例 (抜すい)

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、会議場の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、会議場の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

2 }
3 } (略)
4 }

令和4年第74号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第45号の2の次に次の1号を加える。

(45)の2の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第

7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料 次に定める額を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

ア 登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められた住宅
住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(7) 一戸建の住宅 19,100円

(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの 27,700円

(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの	41,200円
(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの	54,600円
(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの	93,000円
(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの	152,600円
(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの	244,800円
(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの	298,500円
(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの	317,700円
イ その他の住宅 住宅の種類及び規模に応じ次に定める額	
(ア) 一戸建の住宅	75,300円
(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの	163,100円
(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの	254,900円
(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの	493,500円
(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの	875,600円
(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの	1,497,900円
(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの	2,762,500円
(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの	3,942,700円
(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの	4,827,600円

第17条第45号の3の次に次の1号を加える。

(45)の3の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更に関する認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画の変更に関する認定申請手数料 次に定める額を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

ア 登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められた住宅
住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅	5,200円
(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの	10,500円
(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの	18,600円
(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの	26,600円
(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの	49,600円
(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの	85,300円
(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの	140,600円
(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの	172,900円
(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの	184,400円

イ その他の住宅 住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅	33,400円
(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの	78,200円
(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの	125,500円
(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの	246,000円
(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの	440,900円
(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの	758,000円
(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの	1,399,600円
(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの	1,995,000円
(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの	2,439,400円

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、手数料を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
5 } (略)
(45)の2 }

(45)の2の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第

7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料 次に定める額を同一の建

築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額 (100円未満

の端数があるときは、これを切り捨てる。)

ア 登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法

律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められた住宅

住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(7) 一戸建の住宅 19,100円

(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの 27,700円

(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの 41,200円

<u>(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの</u>	<u>54,600円</u>
<u>(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの</u>	<u>93,000円</u>
<u>(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの</u>	
	<u>152,600円</u>
<u>(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの</u>	
	<u>244,800円</u>
<u>(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの</u>	
	<u>298,500円</u>
<u>(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの</u>	<u>317,700円</u>

イ その他の住宅 住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

<u>(7) 一戸建の住宅</u>	<u>75,300円</u>
<u>(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの</u>	<u>163,100円</u>
<u>(ロ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの</u>	<u>254,900円</u>
<u>(ハ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの</u>	<u>493,500円</u>
<u>(ニ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの</u>	<u>875,600円</u>
<u>(ホ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの</u>	
	<u>1,497,900円</u>
<u>(ヘ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの</u>	
	<u>2,762,500円</u>
<u>(ヘ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの</u>	

3, 942, 700円

(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの 4, 827, 600円

(45) の 3 (略)

(45) の 3 の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定

に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更に関する認定の申請に対する審

査

長期優良住宅維持保全計画の変更に関する認定申請手数料 次に定める
額を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

ア 登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法

律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していると認められた住宅

住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅 5, 200円

(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの 10, 500円

(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの 18, 600円

(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの 26, 600円

(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの 49, 600円

(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの 85, 300円

(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの

140, 600円

(7) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの 172,900円

(7) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの 184,400円

イ その他の住宅 住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(7) 一戸建の住宅 33,400円

(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの 78,200円

(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの 125,500円

(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの 246,000円

(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの 440,900円

(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの
758,000円

(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの
1,399,600円

(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの
1,995,000円

(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの 2,439,400円

(45)の4 }
5 } (略)
(58) }

(参考 2)

参 照 条 文

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）

抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（長期優良住宅建築等計画^等の認定）

第5条（略）

2 }
3 } (略)
5 }

6 住宅（区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。）のうちその構造

及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の
所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者（以下この項において「
所有者等」という。）において長期優良住宅として維持保全を行おうとする
場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅
の維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）を
作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認め
られるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅とし
て維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定め
るところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を

申請することができる。

$\frac{8}{6}$ (略)

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画^等の変更)

第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画 又は長期優良住宅維持保全計画 の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 (略)

令和4年第75号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大喜新町地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画大喜新町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

大喜新町地区整備 計画区域	商業・医療・福祉 用途の制限	1	カラオケボックスその他これに類するもの
		2	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		3	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイ

	<p>トクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの</p> <p>4 ホテル又は旅館</p> <p>5 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p> <p>7 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>8 法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場</p> <p>9 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>10 畜舎</p>
建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
敷地面積の最低限度	500平方メートル
壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線又は地区計画の区域の境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。
緑化率の最低限度	10分の2
住宅用途の制限地区	<p>1 ホテル又は旅館</p> <p>2 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>3 畜舎</p>
建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当す

高限度	る建築物については、10分の7とする。
敷地面積の最低限度	500平方メートル
壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線又は地区計画の区域の境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。
緑化率の最低限度	10分の2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、大喜新町地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める必要があるによる。

令和4年第76号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

工事請負契約名	変更部分		
	項目	変更前	変更後
中村区役所等複合庁舎新築工事の請負契約 〔平成31年3月6日議決 平成31年第72号（令和2年3月31日専決処分により契約金額を変更）〕	契約金額	7,874,000,000円	7,981,525,000円

（理由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和4年第77号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

工事請負契約名	変更部分		
	項目	変更前	変更後
名古屋城天守閣整備事業 先行工事（木材の製材） の請負契約 〔平成30年7月4日議決 平成30年第97号（令和 2年3月26日専決処分 及び令和3年3月31日 専決処分により契約金 額を変更）〕	完成 予定 期日	平成34年12月16日	暫定的に令和6年 3月31日

（理由）

この案を提出したのは、完成予定期日を変更する必要があるによる。

令和4年第78号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる整備事業契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

整備事業契約名	変更部分		
	項目	変更前	変更後
名古屋市国際展示場第1 展示館の整備事業契約 〔平成31年3月6日議決〕 〔平成31年第73号〕	契約 金額	34,316,069,372円	34,613,050,554円

(理由)

この案を提出したのは、整備事業契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和4年第79号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる整備等事業契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

整備等事業契約名	変更部分		
	項目	変更前	変更後
柳原公営住宅の整備等事業契約 〔令和元年12月6日議決〕 〔令和元年第50号〕	契約金額	699,930,000円	723,156,241円

(理由)

この案を提出したのは、整備等事業契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和4年第80号議案

財産の取得について

博物館資料として、下記のとおり、古文書を買入れるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 財産の表示 古文書（豊臣家文書） 1式
- 2 買入金額 330,000,000円
- 3 買入れの相手方 東京都新宿区市谷加賀町二丁目4番26号
嶋田 久仁子

（理 由）

この案を提出したのは、博物館資料として古文書を取得する必要があるによる。

財産の取得について

鶴舞公園における公園用施設として、下記のとおり、特定公園施設を買い入れるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- 1 財産の表示 特定公園施設 1式
- 2 買入金額 203,386,000円
- 3 買入れの相手方 鶴舞公園整備運営事業共同事業体
代表者 名古屋市東区葵三丁目19番7号
矢作地所株式会社
代表取締役 芝山 真明
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
株式会社日比谷花壇
代表取締役 宮島 浩彰
名古屋市中村区名駅四丁目8番18号
株式会社電通名鉄コミュニケーションズ
代表取締役 石川 正裕
名古屋市中区錦二丁目19番11号
ホームックス株式会社名古屋支店
支店長 小林 廣人
名古屋市東区葵三丁目19番7号
ヤハギ緑化株式会社
代表取締役 船橋 太道

(理 由)

この案を提出したのは、鶴舞公園に設置する特定公園施設を取得する必要があるによる。

負担付きの寄附の受納について

下記のとおり、負担付きの寄附を受けるものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 寄附の目的 (1) 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の選手村を整備するため
(2) 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会選手村後利用開発事業を実施するため
- 2 寄附の内容 名古屋競馬場の跡地
名古屋市港区泰明町1丁目1番1始め5筆のうち2筆の部分
雑種地 166,458平方メートル
上記の土地に対する仮換地
名古屋市泰明町土地区画整理事業施行地区内1ブロック1番始め7筆のうち6筆の部分
121,274.97平方メートル
- 3 寄附者 愛知県弥富市駒野町1番地
愛知県競馬組合
副管理者 井上貴弘
- 4 寄附受納者 (1) 愛知県
持分100分の50
(2) 名古屋市
持分100分の50

- 5 寄附の条件 寄附者が名古屋競馬場の跡地に存する競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所を除却するまでの間、当該跡地の一部を寄附者に無償で使用させること。

(理 由)

この案を提出したのは、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の選手村を整備する等のため、負担付きの寄附を受ける必要があるによる。

(参考 1)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならな

い。

(1) }
5 } (略)
(8) }

(9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

(10) }
5 } (略)
(15) }

(第2項 略)

(参考 2)



凡 例



寄附の受納により共有持分を取得する土地



寄附者に無償で使用させる土地

令和4年第83号議案

公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更について

平成18年第71号議決（平成18年3月22日議決）により認可した公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限について、その内容の一部を下記のとおり変更することを認可するものとする。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更事項
第6項第4号中「5,000円」を「7,000円」に改め、同項第5号中「2,500円」を「3,000円」に改める。

- 2 実施年月日

変更後の公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限は、令和4年10月1日以後の初診料加算額及び再診料加算額について適用し、同日前の初診料加算額及び再診料加算額については、なお従前の例による。

（理由）

この案を提出したのは、公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限を変更する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 $\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}}$

公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限 (抜すい)

1 }
5 } (略)

6 診療料等

(1) }
(3) } (略)

(4) 初診料加算額 1回 $\frac{7,000 \text{ 円}}{5,000 \text{ 円}}$

(5) 再診料加算額 1回 $\frac{3,000 \text{ 円}}{2,500 \text{ 円}}$

(6) }
(10) } (略)

7 }
9 } (略)

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 健康保険法（大正11年法律第70号）抜すい

(保険医療機関又は保険薬局の責務)

第70条 (略)

2 (略)

3 保険医療機関のうち医療法第4条の2に規定する特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

3 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）抜すい

(一部負担金等の受領)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5

号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が200未満であるものを除く。）及び同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院であるものは、法第70条第3項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) (略)

(2) 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること。（厚生労働大臣の定める場合を除く。）

令和4年承認第2号

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により令和4年5月30日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村たかし

名古屋市条例第33号

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部を改正する条例

（名古屋市建築基準法施行条例の一部改正）

第1条 名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第34号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第34号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第39号の4中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第39号の5中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

（名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部改正）

第2条 名古屋市臨海部防災区域建築条例（昭和36年名古屋市条例第2号）の

一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年5月31日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正後)
(改正前)

1 名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
↳ } (略)
(33) }

(34) 法第85条^{第6項}/_{第5項}の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

仮設興行場等建築許可申請手数料 120,000円

(34)の2 法第85条^{第7項}/_{第6項}の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料 160,000円

(35) }
↳ } (略)
(39)の3 }

(39)の4 法第87条の3^{第6項}/_{第5項}の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和の許可の申請に対する審査

建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和の許可申請手数料 120,000円

(39)の5 法第87条の3^{第7項}/_{第6項}の規定に基づく建築物の用途を変更して一時

的に特別興行場等として使用する場合は制限の緩和の許可の申請に対する審査

建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合は制限の緩和の許可申請手数料 160,000円

(40) }
 () } (略)
(58) }

2 名古屋市臨海部防災区域建築条例（抜すい）

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

第11条 法第85条^{第6項}/_{第5項}の規定により、市長が1年以内の期間を定めてその建築を許可したものについては、第7条から第9条までの規定は、適用しない。

2 （略）

令和4年承認第3号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分により次のとおり控訴を提起した。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和4年6月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

- 1 控訴状提出年月日 令和4年5月30日
- 2 裁判所 名古屋高等裁判所
- 3 原審事件番号及び事件名 名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号
負担金交付請求事件
- 4 被控訴人所在地並びに名称及び代表者氏名
名古屋市東区東桜一丁目13番2号
あいちトリエンナーレ実行委員会
会長 大村 秀章
- 5 訴訟物の価格 33,802,000円
- 6 控訴の趣旨
原判決を取り消す。
被控訴人の本件訴えを却下し、又は請求を棄却する。
訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。
- 7 控訴の理由
原判決は、控訴人があいちトリエンナーレ2019（以下「本件芸術祭」とい

う。)の負担金の交付を決定した後、これを減額するとの判断に至った事情が、当該負担金の交付の条件に定める「負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたとき」(以下「本件不交付条件」という。)に該当するとは認められないとして、控訴人に対して不交付分の負担金の支払を命じており、不服である。

8 控訴提起に至る経過

控訴人は、平成31年4月16日、被控訴人に対し、本件芸術祭の負担金として、171,024,000円(以下「当初負担金」という。)を交付する旨の決定をした。

控訴人は、令和2年3月27日、被控訴人に対し、本件芸術祭における企画展(以下「本件企画展」という。)の展示内容が、ハラスメントというべきものであり、政治的中立性を欠くものであるとして、公共事業という本件芸術祭の性格等に照らして著しく不適切であること、被控訴人が覚知していた危機管理上の重大な事実が本件芸術祭の開幕前に控訴人に対して知らされなかったこと、被控訴人会長が被控訴人の規約(以下「本件規約」という。)に定める運営会議を開催せずに本件企画展の中止及び再開を決定したことが本件規約に違反すること等の事情(以下「本件事情」という。)が、本件不交付条件に該当するとして、当初負担金を減額し、137,222,000円(以下「減額後負担金」という。)とする旨の決定をした。

そこで、被控訴人は、控訴人に対して負担金交付請求権に基づき、当初負担金の額と減額後負担金の額との差額である33,802,000円の支払を求めて、訴えを提起した。

名古屋地方裁判所は、令和4年5月25日、本件事情が本件不交付条件に該当するとは認められないとして、控訴人に対して33,802,000円の支払を命ずる判決を言い渡した。

